

✿今日の架空裁判に参加されたみなさんで、
判決を書いてみましょう！✿

チャート式判決作成表

※ 順番に従って、丸を付けていくと、判決が作成しやすいです。

第1 争点に対する判断

1 争点1 立証責任について<アイから選択>

ア 玄海原発の具体的危険性について、原告に立証責任がある。→<(ア)(イ)からさらに選択>

(ア) 原告は玄海原発の具体的危険性について、一応立証はしている→「争点2」以降へ

(イ) 原告は玄海原発の具体的危険性について、立証はしていない→「第2 判決」へ

イ 玄海原発の具体的安全性について、被告に立証責任がある。→ 「争点2」以降へ

2 争点2 新基準下における原発事故の起きる可能性 <ア～オから選択>のうえ、争点3へ

ア 福島第一原発事故前と同じ可能性がある。

イ 福島第一原発事故前よりは、可能性は確かに小さくなっている(それで十分かどうかは別として)

ウ 福島第一原発事故前よりは、可能性は著しく低くなった

エ 「可能性がゼロでない」こと自体が問題。

オ その他

3 争点3 避難できるならば事故が起きることも容認できるか→<ア～ウから選択>のうえ、争点4へ

ア 事故の可能性はゼロではなくても、十分に避難が可能であれば、許される→<(ア)(イ)からさらに選択>のうえ、争点4へ

(ア) 国の新基準では、避難可能とは言えない

(イ) 国の新基準で、十分に避難が可能

イ 避難できることは、事故の可能性を減らすべきこととは無関係。

ウ その他

4 争点4 福島第一原発事故の被害について

(1) 争点4-A 国は「福島第一原発事故の被害」を正確に認識しているか。→<ア～エから選択>のうえ、争点4-Bへ

ア かなり正確に認識している。

イ それなりに認識している。

ウ 全く不十分である。

エ その他

(2) 争点4-B 原発事故の被害は取り返しがつかないものか(金銭賠償が可能か)。→<ア～オから選択>のうえ、争点5へ

ア 金銭評価できず、取り返しのつかない被害である。

イ 金銭評価はできるかもしれないが、莫大な被害額となり、到底賠償できるとは思われない。

ウ 「一般の事故」(交通事故等)よりも厚い補償が必要であるが、到底賠償できないほど高くない。

エ 「一般の事故」と同レベルの補償で足りる。

オ その他

5 争点5 原発の必要性→<ア～オから選択>のうえ、「第2 判決」へ

ア 原発の必要性は著しく低い。

イ 原発の必要性は高くない。

ウ 原発の必要性は低くない。

エ 原発の必要性は著しく高い。

オ その他

第2 判決

以上を踏まえて、判決の主文を選択のうえ、その理由を書いてみてください。「理由」の書き方については、末尾の「判決理由例」を参考にしてください。なお「判決理由例」の中にご自分の意見に近いものがあれば、それに適宜加除訂正をする形でも結構です（その場合は該当例に丸を付けてください）。

あなたの結論

(1) 主文（アイどちらかを選択）

ア 原告の請求を棄却する。（原告敗訴）

イ 国及び九電は、玄海原発の操業をしてはならない。（原告勝訴）

(2) 理由

● 判決理由例

➤ 原告の請求を棄却する場合

◇ 玄海原発の具体的危険性を原告は全く立証していないから

◇ 原発の必要性に比べて事故の可能性がそれほど高くないから

◇ 事故の可能性はあまり高くないし、万一の場合避難することも可能であるし、被害者への賠償もきちんとなされるから

◇ 事故が起きた場合取り返しのつかない事態になると思われるが、それでも、原発の必要性は高いから

◇ 事故の可能性や、被害の大きさから見ると原発には疑問がある。しかし、日本の経済発展のためには不可欠であり、国が一定の責任を持つとしている以上、差し止めなければならないとまでは思わない。

➤ 原告の請求を認める場合

◇ 事故が起きないことを、国・電力会社が立証していないから

◇ 事故が起きたら取り返しがつかない事態になり、事故が起こる可能性がある以上、原発は認められないから

◇ 事故の起きる可能性があり、しかもその被害は、到底取り返しのつかないものである。それに比べて、原発の必要性が低いから

◇ 事故が起きた場合に生じる被害を賠償することを考えるならば、原発の必要性(特に経済性)ははるかに低いから

◇ 事故の可能性はゼロではないが、決して高くはない。また、原発は日本の経済発展のために必要である。しかしいったん事故が起これば取り返しのつかない被害が起きるし、金銭賠償できるとしても莫大な額になる。それならば、一層、原発を使わない方がましだから。